

第 1 章 社会的背景

- 1 琴浦町の概況
- 2 社会情勢の変化
- 3 琴浦町の主要課題

1. 琴浦町の概況

(1) 位置と地勢

琴浦町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、県庁所在地の鳥取市には約 60km、米子市には約 35km、倉吉市には約 20km の距離にある地域です。南部は秀峰大山から連なる山地に囲まれ、北は日本海に面しています。町全体は、日本海岸を底辺として、南部の山地を頂点で結ばれる三角形を呈しており、中心街は日本海岸に沿ってつながっています。

町は、東西 15.2km、南北 18.5km、総面積 139.89km² で、その地勢は、総じて南は大山山麓台地と急峻な山地、北へ向かうにしたがって緩やかとなり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が開けています。日本海側は商工業地帯、中部は県下有数の生産・販売高を誇る農業、南側は大山滝、伯耆の大シイ、船上山などで知られる風光明媚な中山間地で多くの観光客が訪れる地域となっています。

丘陵地帯は普通畑、樹園地として耕作されているほか、山林資源も豊富です。東西に延びる海岸線は単調ながら遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海草の繁茂に適しており、沿岸漁場として県内屈指の水揚げを誇っています。

〈町の面積〉	区 分	琴浦町 A	中部全体	県全体 B	A/B(%)
	面積(km ²)	139.89	606.07	3,507.17	3.99

(資料：平成 17 年国勢調査)

(2) 気象条件

琴浦町全体での気温及び降水量は、平成 17 年・米子測候所の記録によると月別平均の最高気温は 8 月の 26.7℃、最低は 12 月の 4.0℃(年平均 14.8℃)、年間降水量はおよそ 1,700 mm で、降水量が多い地域といえます。平地部の積雪は比較的少なく、年間を通じて概ね暮らしやすい気象条件にあるといえます。

(3) 人口と世帯数

平成 2 年以降の国勢調査結果によると、総人口は毎回減少しており、平成 17 年は 19,499 人で、平成 12 年より 943 人(4.6%)減少、平成 2 年と比較すると 2,237 人(10.3%)の減少となっています。

世帯数は、平成 7 年から平成 12 年までの 5 年間で 52 世帯(0.9%)増加の 6,030 世帯を最高に、平成 17 年までの 10 年間では、14 世帯(0.2%)の減少となっています。1 世帯当たりの人数は減少傾向が続いており、平成 7 年からの 10 年間で、3.54 人から 3.27 人と 7.6%の減少となっており、核家族化に歯止めがかかっていないことを示しています。

〈人口・世帯の推移（国勢調査）〉

年次 区分	昭和	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	60 年		前回比%		前回比%		前回比%		前回比%
総人口 (%)	22, 326 (100. 0)	21, 736 (100. 0)	△2. 6	21, 184 (100. 0)	△2. 6	20, 442 (100. 0)	△3. 5	19, 499 (100. 0)	△4. 6
0～14 歳 (%)	4, 555 (20. 4)	4, 044 (18. 6)	△11. 2	3, 533 (16. 7)	△12. 6	3, 003 (14. 7)	△15. 0	2, 656 (13. 6)	△11. 6
15～64 歳 (%)	14, 221 (63. 7)	13, 599 (62. 6)	△4. 4	12, 797 (60. 4)	△5. 9	12, 024 (58. 8)	△6. 0	11, 203 (57. 5)	△6. 8
65 歳以上 (%)	3, 550 (15. 9)	4, 093 (18. 8)	15. 3	4, 854 (22. 9)	18. 6	5, 410 (26. 5)	11. 5	5, 638 (28. 9)	4. 2
世帯数	5, 810	5, 826	0. 3	5, 978	2. 6	6, 030	0. 9	5, 964	△1. 1
1 世帯当たり 人数	3. 84	3. 73	△2. 9	3. 54	△5. 1	3. 39	△4. 2	3. 27	△3. 5

（注）年齢不詳が、平成 12 年には 5 人と平成 17 年には 2 人あり、総人口と 3 区分別の合計とは一致しません。

（４）産業の現状

産業構造の推移をみると、総人口の減少傾向を反映して就業人口総数も減少傾向にあります。産業別では、第 3 次産業が一貫して最も多く、就業者数、構成比ともに増大し続けています。第 1 次産業、平成 7 年の 25.5%から平成 17 年の 23.7%へ、第 2 次産業は、平成 7 年の 34.8%から平成 17 年の 25.5%へ就業者数・構成比ともに低下しています。

〈産業別就業者の推移〉

区 分	昭和 60 年	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	就業者 (人)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)
総人口	22,326	21,736	100.0	21,184	100.0	20,442	100.0	19,499	100.0
就業者 計	12,719	12,494	57.5 (100.0)	12,188	57.5 (100.0)	11,257	55.1 (100.0)	10,345	53.1 (100.0)
第 1 次 産 業	4,072	3,700	17.0 (29.6)	3,114	14.7 (25.5)	2,705	13.2 (24.0)	2,455	12.6 (23.7)
第 2 次 産 業	4,198	4,294	19.8 (34.4)	4,243	20.0 (34.8)	3,696	18.1 (32.8)	2,635	13.5 (25.5)
第 3 次 産 業	4,441	4,500	20.7 (36.0)	4,831	22.8 (39.6)	4,855	23.8 (43.1)	5,194	26.6 (50.2)

（注）1. この表では「分類不能」が含まれていないため、各産業の合計と就業者計とは一致しません。

「分類不能」が、平成 12 年には 1 人と平成 17 年には 61 人あります。（資料：国勢調査）

2. 構成比の外数は総人口に対する割合であり、（ ）内の数値は就業者総数に対する割合であります。

(5) 人口・世帯数の推移

1. 総人口

琴浦町の人口を平成 12 年から平成 17 年の 2 度の国勢調査結果に基づき、センサス変化率法により今後の構想期間 10 年間の推計を行った結果(平成 19 年から 10 年間の推計)は下表のとおりとなり、これまでの傾向をそのまま維持すれば、減少傾向になることが予測されます。

2. 3 階層別人口

平成 28 年の年少人口は、2,170 人(構成比 12.8%)と推計されます。

生産年齢人口は、平成 28 年には 9,150 人(構成比 53.8%)と推計されます。

高齢者人口は、今後とも増加が続き、平成 28 年には 5,680 人(構成比 33.4%)となり、ほぼ 3 人に 1 人が高齢者になるものと推計されます。

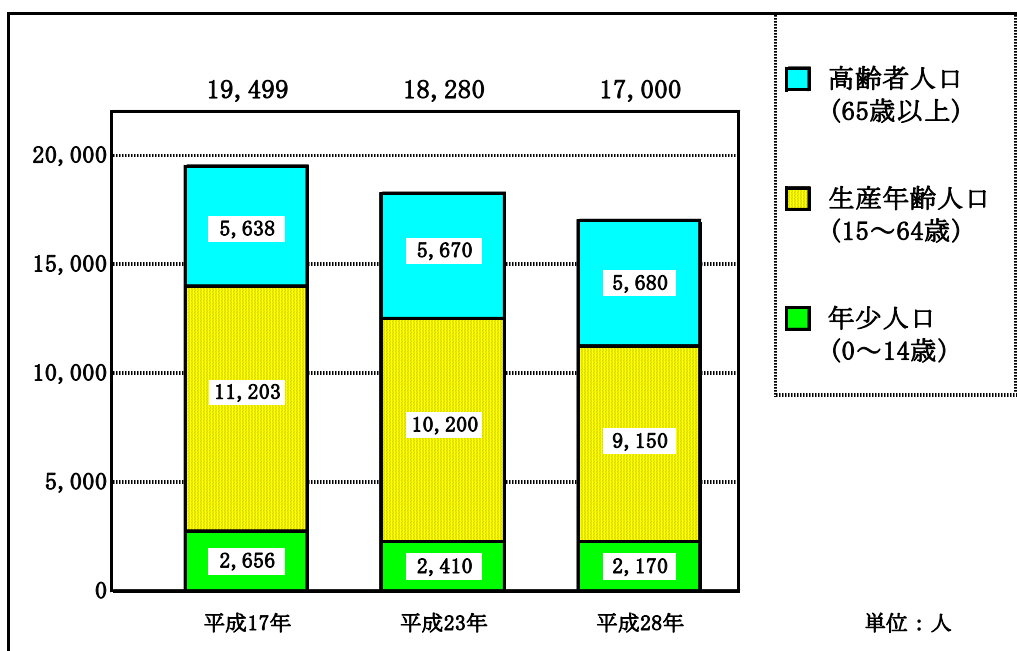
3. 世帯数

1 世帯当たり人数については、昭和 60 年から平成 17 年までの国勢調査結果に基づきトレンド法により推計した結果(一次式を採用)、平成 23 年には 3.09 人、平成 28 年には 2.94 人と予測され、これを総人口の予測結果から(総人口の予測結果/1 世帯当たりの人数)求めた世帯数は、平成 23 年 5,920 世帯、平成 28 年 5,780 世帯と予測されます。

※ なお、推計数値は 10 単位にまとめてあります。

〈人口推計結果〉				(単位：人、%)	
項目 \ 年		平成 17 年	平成 23 年	平成 28 年	前 回 比
					H23/H17 H28/H23
総人口		19,499	18,280	17,000	△6.3 △7.0
	年少人口 (14 歳以下)	2,656 (13.6%)	2,410 (13.2%)	2,170 (12.8%)	△9.3 △10.0
	生産年齢人口 (15～64 歳)	11,203 (57.5%)	10,200 (55.8%)	9,150 (53.8%)	△9.0 △10.3
	高齢者人口 (65 歳以上)	5,638 (28.9%)	5,670 (31.0%)	5,680 (33.4%)	0.6 0.2
世 帯 数		5,964	5,920	5,780	△0.7 △2.4
一世帯当たり人数		3.27	3.09	2.94	△5.5 △4.9

注：年齢不詳が、平成 17 年には 2 人あります。



2. 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化

2000年(平成12年)に1億2,693万人の日本の総人口は、2004年(平成16年)に1億2,778万人でピークに達した後、減少に転じ、2050年(平成62年)におよそ1億60万人になるものと予測されています。

また、2000年(平成12年)現在5.7人に1人が65歳以上の高齢者ですが、2016年(平成28年)には3.8人に1人が、2050年(平成62年)には2.8人に1人が65歳以上という、世界で最も高齢化の進んだ超高齢社会国になると予測されています。

高齢者の介護を誰が担うのか、公的年金制度を維持できるのか等課題は多く、高齢者人口の増加による高齢社会の進行に対応し、社会参加の促進や在宅福祉サービスの充実等、高齢者一人ひとりが人生80年時代を、住み慣れた地域や家庭で、心安らかに暮らせる生きがいに満ちた社会の実現が求められています。

一方、若年層の減少や未婚率の上昇、晩婚化の進行等により1人の女性が一生の間に産む子どもの数(合計特殊出生率)は1.25人(2005年)となっており、出生数の減少に伴う少子化が進んでいます。少子化による人口減少は、消費活動の低迷や働き手の減少等、経済への悪影響も問題となります。

このまま少子化が進行すると、子どもの自主性や社会性が育ちにくいといった弊害や社会の活力が低下することが懸念されます。子ども達が健やかに育つ環境づくりや総合的な少子化対策の推進により、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現が求められています。

（２）価値観の変化や生活様式の多様化

生産重視から生活重視、さらには、物の豊かさから心の豊かさへと人々の価値観が変化し、また労働時間の短縮や人生 80 年時代の到来による自由時間の増加、核家族化の進行、女性の社会進出等により、人々の生活様式も多様化しています。

このため、これまでの仕事中心から、家庭や地域社会を重視した、ゆとりのある生活や自由時間をいかした様々な活動を通して、生きがいを見いだせるような社会づくりが求められています。

また、価値観の変化や生活様式の多様化に対応し、生活の中で、生涯にわたって真の豊かさが実感できるような町民生活の実現や、快適な生活環境の整備が求められています。

（３）循環型社会への転換

社会経済の発展に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊等の環境問題が地球的規模で深刻化しつつあります。住みよい環境を守るため、かけがえのない自然の大切さを再認識し、住民・企業・行政が一体となって、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式や経済活動を見直し、自然との共生と環境への負荷の少ない循環型社会（注１）への転換が求められています。

（注１） 循環型社会:大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会です。

（４）国際理解・国際交流の進展

21 世紀の国際社会は I T (information technology) に代表される情報通信や輸送・交通手段の急速な拡大と発達により、時間と距離を越えた交流が可能になり、人・もの・情報の急速な国際化が進んでいます。

また国や民間レベルにおいて開発援助や自然災害救援、国際紛争の解決、地球温暖化対策など世界規模での協力や連携が行なわれています。

環日本海諸国の一員として、成長の著しいアジア諸国との関係強化・改善はもとより、国際交流は政治・経済面のみならず、文化・芸術・スポーツなど多様な分野で実施され、これにより相互理解が進み、友好や信頼関係を構築することが求められています。

（５）高度情報化社会の進展

情報通信分野での技術革新はめざましく、高速・大容量通信が可能なブロードバンド環境の爆発的な普及やコンピュータ、携帯電話の高機能化など情報通信基盤の整備によって膨大・多様な情報を気軽に得られるようになりました。

情報通信基盤の整備が整いつつある今、いかに情報通信技術を活用して少子高齢化や産業・雇用構造の変革などの社会問題を解決し、日常生活や経済活動に潤いをもたらすかが課題となっています。このような状況下で国は、生活のすみずみまで情報通信技術を浸透させることを目標とした「u

ー J a p a n 政策(注2)」を策定し、様々な社会問題の解決に向けて諸施策の実施を行なっています。

放送分野では、電波のデジタル化が進められており、テレビ放送ではBS・CS放送が既にデジタル化され、もっとも身近な地上波は順次デジタル化されています。デジタル化によって映像や音声が高品質となるだけでなく、データ放送を使用した暮らしに役立つサービスの登場が期待されています。2011年(平成23年)7月24日までにテレビ地上波は完全デジタル化される事になっており、従来の放送設備やテレビのデジタル化対応が急務となっています。

情報通信技術の発展とともに、コンピュータウイルス(注3)やスパイウェア(注4)と言った悪意あるソフトウェアが数多く発生し、新たな脅威となっています。これらソフトウェアによりコンピュータから重要な機密情報が流出するといった事象が発生しており、情報資産を守るための安全対策を継続的行なうことが求められています。

(注2) **u-Japan政策**(ユビキタスネット・ジャパン政策):ユビキタス(あらゆる人や物が結びつく)ネットワーク社会の形成を推進する政策です。

(注3) **コンピュータウイルス**:コンピュータに被害をもたらす不正なプログラムの一種です。

(注4) **スパイウェア**:利用者のプライバシー情報を製作者に送信するソフトウェアです。

(6) 広域交流化の進展

交通基盤の整備により、生活圏域や交流圏域の拡大等、日常生活圏の広域化が一層進展しています。このような広域化の進展に伴い、町民レベルでの様々な交流、都市と農山漁村の交流等が活発化しています。周辺自治体との交流のみならず、行政の枠組みを超えた様々な広域的な交流を支援、促進していくことが求められています。

(7) 地方分権の推進

国土の均衡ある発展と地域における行政の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、地方分権の推進が不可欠です。1995年(平成7年)7月の地方分権推進法施行以降、地方分権の流れは一步一步具体化しつつあり、今後も国と地方の役割分担の見直しや権限の移譲、地方の自主財源の強化等を積極的に行う必要があります。

地方においては、住民の身近なサービスが国・県から市町村へと権限が移譲されることにより、地域の問題は地域自らの判断と責任において取り組むことが求められてきます。

このため市町村は、行政サービスの複雑化・多様化に対し、行政能力が問われるだけでなく、住民自身の選択と責任のもと、住民と行政が一体となってまちづくりを進めることが求められています。

(8) 産業・雇用構造の変革

国内の産業構造は、情報関連サービスやリース等の対事業所サービスの需要拡大、保健・医療・福祉、環境、余暇・レジャー等の面における消費者ニーズの多様化・高度化を背景に、経済のソフト化・情報化・サービス化がより一層進展していくと予想されます。

また、企業は、生産拠点の海外移転等、世界規模で事業展開しており、特にアジア地域との相互依存、水平分業関係を深化させていくものと考えられます。そのため、国内産業の生産部門の空洞化も進行しています。

このような産業の国際化と、国際的な競争の激化、情報化、知識集約化、技術革新の進展を背景に、日本の産業構造は大きな転換を迫られており、経済的規制の撤廃・緩和による開かれた経済社会への転換はもとより、日本の歴史と経験に裏づけられた付加価値を高め、日本ブランド（メイドインジャパン）の浸透が進められています。

労働力人口が減少している少子・高齢化の中、各年齢層の適性や経験を活かした就労を促進し、企業の安定経営と国民の生活基盤の安定化が求められています。

3. 琴浦町の主要課題

（１）自立を目指した活力ある産業基盤の整備

経済のソフト化・情報化・サービス化、第１次産業、第２次産業から第３次産業への急激な構造変化、少子高齢化等に伴い、各世代の労働力需給の変革が迫られる中で、産業集積力の弱い町においては、経済的基盤である安定した働く場の確保が求められています。

特に、若い世代の働く場が不十分なため、若い世代ほど定住意識が低くなる傾向が見られます。

少子高齢化の進行は速く、将来を担う世代の育成を考えると、人口の少ない世代が安心して暮らし働くことのできる環境をつくる必要があります。

そのため、産官学の連携や環境、福祉、情報等の成長産業分野での雇用創出等、若者が魅力を感じる活力ある新規産業基盤づくりを進めることが重要です。

（２）少子高齢社会に対応した総合的な施策展開

少子高齢に伴う人口年齢構成バランスのひずみが懸念され、少子高齢対策は、今後のまちづくりにおける重要な課題です。

また、安心して子どもを産み、育てることのできる支援体制の整備や高齢になっても健康で安心して暮らせるまちづくりのため、健康・医療・福祉をはじめとした、あらゆる分野において行政と民間が協働した総合的な施策の展開が必要です。

（３）安全で快適な暮らしを支える生活基盤の整備

施設の有効な利活用について、利用者の視点に立って見直すとともに、町としての一体性を高めるために、各地域間の連携を強化する道路等の基盤整備を進め、地区の骨格づくりをすることが重要です。

また、町民一人ひとりが安全への意識を高め、安全で安心して暮らせるまちづくりを町民と

協働で進めていくことが必要です。

(4) 豊かな自然環境と保全とふれ合いの充実

自然への愛着や誇りは、町民の多くが持っています。日本海を望む海岸部、緑の山々が連なる風景、社寺の杜やのどかな田園風景などこれらは先人たちが守り育ててきた財産です。海から山までの自然豊かな自然環境は町の特徴として活かしていく必要があり、自然環境に配慮した適切な土地利用と多様な自然に親しめる環境づくりや仕組みづくりが必要と考えられます。

子どもの頃から自然とふれあい、環境保全の意識を高め、水や緑に恵まれた美しい郷土を次世代に引き継いでいくことが重要です。

(5) 町民の主体的参加による協働のまちづくり

これからの行政は、厳しい財政状況の中で、住民が満足できるサービスを提供していかなければなりません。そのためには、町民ニーズの多様化に対応した行政展開ができる新しい時代にふさわしい行政システムを構築することが必要です。

町民の町政への参加意識やコミュニティー活動への参加意欲の向上を促しながら、地域での問題解決に町民が主体的に関わり、自らが行動化するよう意識変革を働きかけ、行政と協働して取り組んでいく仕組みをつくることが重要です。

(6) 自立を目指した行財政運営

町の財政は、経済情勢や国の制度改革等の諸要因が重なり、緊迫した状況です。

そのため、あらゆる視点から歳入確保と歳出抑制対策を行い、社会情勢の変化を盛り込み、中長期の財政計画を策定し、計画的な財政運営を行っていくことが不可欠です。

合併による効果を、より一層強固なものにするため、常に新たな政策課題に対応し得る、弾力性を持った行財政システムを構築することが必要です。

(7) 環境型社会づくり

地球的規模での環境問題への関心が高まり、自然環境と調和した、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現が求められています。

これらは、地球温暖化や廃棄物問題に深く関わっており、町民・事業者・行政が協働して社会全体で取り組んでいくことが必要です。

社会のあらゆる局面に、循環型社会・環境保全の思想を根付かせ、省エネルギー、省資源(注1)、リサイクルの資源循環型の生活様式、産業活動に転換していくことが重要です。

(注1) 省資源:製品の過剰な生産・消費を抑制し、再利用するなどして、資源の効率的な利用を図ることです。

(8) 郷土を愛し共に助け合う心豊かで自立した人づくり

社会構造の変化や価値観の多様化等が進む中で、人々の家庭や職場、地域等への帰属意識、お互いのふれ合いや支え合いの意識が薄れているといわれています。個々人の心のゆとりや豊

かさを追求し、個性や個人の能力を発揮するといった個人の生き方を尊重する時代となってきました。琴浦町の将来を担い支え築いていく人づくりが重要です。

古くから地域に根ざした歴史と伝統・文化を学び、郷土愛を育てていかなければなりません。

自ら学び自ら考え、個性や創造性を発揮できる、自立した人材を産み育てながらも、お互いの個性や人権を尊重し、町民が共に助け合う心を持ち、支え合いつつ、お互いが幸せを実感できるよう共に手を携える地域をつくることが重要です。